

在外事務所相互設置に関する取決めに係る交換書簡
(横浜支所の業務範囲拡大)

(交流協会側)

書簡をもって啓上致します。本会長は、財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決めの一、及び二、に関連して両協会の間で行われた1979年8月8日付けの書簡交換に関し、次のとおり了解していることを確認致します。

駐日台北経済文化代表事務所横浜支所の事務の範囲には、これまでの船舶関係、国籍、戸籍、その他の身分関係事務等の他、日本国民および第三人の台湾への入国、在留及び再入国等に関し、必要な便宜を図ることを含む。

本会長は以上を申し進めるに際し、ここに貴会長に重ねて敬意を表します。

1992年12月1日 東京で

財団法人交流協会会長
長谷川 周 重

亜東関係協会会長
馬 紀 壮 殿